

○議長 辻本 一夫君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

まず第1点目に、栗屋調整池からの浸水被害について。これは先ほどの松岡議員と重なるところもありますが、答弁をよろしく願いいたします。

8月10日に大字芦屋1451番地の、町の管理する栗屋調整池の水中ポンプ配電盤が水没し、2台のポンプが完全停止に至り、調整池を越水し、2事業所の1階が水没し、電子機器や工作機械に多大な被害が発生したものである。

そこで伺います。

第1点目に、町は調整池の管理者として、今回の災害の検証と管理責任をどう考えているのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

今回の線状降水帯による降水量は、これまで芦屋町が経験したことがない雨量であり、予見できるものではありません。排水ポンプの停止についても、集中豪雨により調整池への流入量がポンプの排水能力を超えたことが原因であり、不可抗力にある自然災害であると考えております。

これにつきましては、町の顧問弁護士にも相談しましたところ、同様の見解を得ているところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

経験したことの無い豪雨であり、予見できなかったということです。

それでは、町の管理責任についてはどう考えてるのか。具体的に言えば、この問題について、瑕疵があったのかなかったのか、その点についてはどうでしょうか。

○都市整備課長 小田 武文君

瑕疵があったのかというところではございますが、繰り返しになりますが、今回発生しました線状降水帯により集中豪雨における降水量は、これまで経験したことがないような記録的な豪雨による降水量でありまして、予見できるものではありません。不可抗力による、自然災害であ

令和7年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

と思っています。

排水ポンプや調整池の施設の管理につきましては、怠っていたという事実はなく、瑕疵はないと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

現掛掛町長は、この災害当時は一般町民でありましたので、町の管理責任ということで重要な問題でありますので、この当時、町の職務代理者だった現在の副町長、中西副町長ですけど、にですね、責任ある答弁をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

調整池の管理については、問題はないと考えております。今回は異常降雨であったという認識でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

自治体は、町が所有する調整池の所有者であり、管理者としての責任を負います。1つは、施設管理者責任、池が安全に利用できる状態を保つ義務があります。2つ目に、決壊のような災害を未然に防ぐための対策を講じる義務です。また、町には設置責任者として、設置、管理に瑕疵があったために損害が生じた場合、国家賠償法に基づき損害賠償の責任を負うことがあります。この場合、通常有すべき安全性を欠いていたかどうかポイントになります。

先ほどの課長の答弁でも、町は年2回のポンプ及び操作盤の点検と試運転、湖底の浚渫、それから資料請求によるとクラウド化による遠方監視や現場による目視を行ったとしている。そういった点では、管理も十分だったと答弁がありましたが、隣接する事業者からは、本当にそれが妥当であったのかとの声も上がっています。

何よりも、瑕疵を判断する点で問題なのが、過去に何度も道路付近までの上昇や、調整池から越水しているのに、対策がとられていないという問題です。

ここで、資料を渡しておりますので、資料の提示をお願いいたします。資料を御覧ください。1から2、3は、2017年に調整池から越水し、道路や会社の敷地内が水没したものです。それ

令和7年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

から4は2019年の8月の29日、調整池に上流から流されてきた、土砂が混ざった泥水が、調整池へ流れ込んでいく、こういった状況です。それから5から6、7、これについては、これは今回の水害で水没した模様です。7は、道路まで水があふれ出て、会社の看板も浸かっているんですけど、これはポンプ車が配置され水が引いた状態ですので、当初はこの黄色のコーン、ここまで水が上がってきたというので、会社の看板も3分の1ぐらいは浸かっていたという、このように調整池から水が決壊して、あふれ出たという事実が起こったわけです。

資料請求の中では、町も令和6年7月及び11月の水位は、道路面まで1メートルを確認しているということを答弁しています。しかし隣接事業者は、毎年のように道路付近までの上昇がみられるとしています。元町長であった鈴木元町長も現職時代、調整池が道路付近まで満水になっていたということを証言しています。

問題なのは、25年に調整池を越えて水が流出していった事実です。経験のない豪雨など、予測困難な天災、自然災害が原因であっても、発生した場合、自治体の責任範囲が争点となります。

予防措置を講じなかった場合は、その責任を問われる可能性は否定できません。今回の場合、過去に調整池から越水があり、満杯になったことが数回あったのですから、十分な対策を講じてなく、予見可能性があったと判断され、瑕疵や過失が認められるのではないのでしょうか。

その点について、再度、副町長にお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

先ほども答弁いたしましたが、調整池の管理については、問題はないと考えております。今回の件に関しましては、予見できない異常降雨であったということが原因だと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

予見できなかった異常気象だということですが、法的には自然災害の規模が非常に大きく、適切な管理をしても、被害を逃れることが困難だった場合、町の責任が軽減されるということは当然あります。

しかしそれでも、責任が軽減されるだけで責任はないとはなりません。反対に、予測できた災害に対して十分な対策を講じなかった場合は、町の責任は大きくなります。まして今回は、過去に越水の事例があったのですから、災害の予見可能性はできたはずですよ。

予測できなかったという点についても、気象庁が発表した、豪雨災害の状況についても、確か

に芦屋町はその警報範囲に入っていなかったということがありますが、これは確実に警報、予報が当たるということではなく、気象庁もこういったことが、警報が出てない地域についても、当然それに対する警戒をして、その体制をとることは必要であるということは、気象庁の通達の中で出ているわけです。そういった点では、予期ができなかったからということが瑕疵がなかったということにはつながりません。

また操作盤が水没し、ポンプが停止し被害が拡大したという、これは事実です。しかし、こういったことがあるのであれば、過去にも越水してきたのですから、当然配電盤が浸水する、浸かってしまうという、そういったことも予想されることです。そういったところに対して、やっぱり水没をさせない対策を講じるべきで、なかったというのは瑕疵につながるのではないかと、もっとやっぱり、上に上げて配電盤が水没しないようにする、そういった行為をする期間は十分にあったのではないかと思います。

予見可能性とは、その情報があったにもかかわらず、予測すべきだったかどうか法的・社会的な側面です。これは加害者、これは町ですね、町が予測できなかったかどうかではなく、合理的なものであれば予見できたはずだという基準で判断されるという、町の判断で、それが正当化されるものではないと言われてます。

町は、瑕疵はなかったと払いのけるのではなく、被害当事者と真摯に向き合い、被災された方々に心を寄せ、寄り添い、十分な支援を行い、今後の対応について話し合うことが必要であると思っておりますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

当事者の方々と、町は真摯に話し合うということは大切かと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

町長が就任されて1か月ほどなんで、また後で町長の見解をお伺いしたいと思っておりますが、それでは2点目の、今回の豪雨やそれ以上の雨量に見舞われたときに、現在の排水能力で対応できると考えているのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

今回の豪雨につきましては、これまで経験したことがないような集中豪雨でありまして、これと同等、またはそれ以上の雨が長時間にわたり降り続いたとしたならば、現在の施設ではとても対応できるものではありません。

このことから、取り急ぎポンプ室に伴います制御盤や高圧受電盤などございますが、冠水しにくくするためのかさ上げ対策を実施してまいります。

また、新たな排水対策、方法の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

これも先ほど松岡さんの質問の中で答弁があったんですけど、いろんなポンプのかさ上げ、土砂の流出を防ぐ、そういったことを、早急に対応するということになりますが、当然、ポンプ2機が正常に稼働してたととしても、排水能力以上の雨が降ったということになります。そういった点では、ポンプの増設を考えるということも必要だと思いますし、また調整池自体の容量を拡張するという、これも限度があるでしょうが、拡張して容量を大きくするという、そういったことも考えられます。

ほかにもですね、プロの方に御意見を聞けばいろんなことも出てくるとは思いますが、ただ一番問題なのは先ほども言われたように、こういった場合にも排水したその水をどこに処理するのかという、それが一番の問題になります。

現在は、自衛隊の排水路等を利用していますが、これがポンプ量を多くした場合にそれがはけるかどうか、そこら近所は自衛隊と、用水路の拡張の問題とか、そういった部分も話されないといけませんし、また岡垣町には矢矧川も近くにあります。これが使えるかどうか、岡垣町が流入させることを許すかどうか、そういった問題もあるということになれば、当然、やっぱり町長のイニシアチブ、これがやっぱり求められます。

そこで伺いますけど、町長がマニフェストの中で、災害から守るということで、防災部署を設置し、日頃から防災減災に取り組めます。8月の北部豪雨で災害が発生した場所を検証し、改善策に取り組めます。今回の豪雨災害で、山鹿地区の冠水対策が十分に対応しきれなかったことを受け、排水ポンプ能力の向上を県、国に強く働きかけていきます。というマニフェストを掲げ、そして今度の所信表明も、これを実現するための表明もなされております。

そういった点では、この災害から守るというマニフェストについては大変評価するし、またこれを実行するという姿勢も、評価してます。ただ、この1か月の中で、この中で災害が発生した

令和7年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

場所を検証し、改善策に取り組みますという、この検証について町長はどういったふうに、町長就任されてから現在まで取り組んで、考えておられるのか、そこについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

検証でございますけども、これは全ての被災された床下、床上、るるですね、ところにおいて、どういった被害があったか、そしてまたその場所ですね、場所がどういった形状であるからこういう被害になった、そういったハード的なものも含めて検証していきたい、いくということでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

まだね、1か月程度でなかなか十分なところはならないでしょうけど、ぜひ検証することが必要だと思いますし、特に私は被災者さんへの対応、これはどうなんだと。想定外の雨だったから瑕疵はないから町に責任はない、本当にそれでいいのか、やはり被災者に寄り添った対応を十分して行って、今後の糧にしていきたいと思います。

それでは、次の4点目、調整池の周辺が冠水後、国土交通省の大型排水ポンプ車を手配し排水ができた。毎年、ほかの地域でも豪雨により水没事故が起こっています。

迅速に対応するため、町で排水ポンプ車を持つことを検討すべきではないのか。これは松岡さんも同じようなことを提案してましたが、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

先ほどからの答弁にもございましたとおり、調整池の今後の対策については、今回の事象を教訓として、今後の災害発生時の対応や被害防止に向けた対策案について、他の手法も含めて検討を進めていきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

いろいろ町長も提案されてますしね、まずやっぱり排水ポンプについては、今回説明もありま

令和7年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

したけど、調整池の周辺が冠水し、国土交通省の大型排水ポンプ車により排水し、水を引かすことができましたが、10日14時ごろ冠水し、11日の昼頃からの排水開始となって、対応に丸1日を要しています。

この原因を聞くところによると、当初はポンプ車の要請は対応不可とのことであったが、担当の都市整備課がさらなる交渉を重ね、これによって久留米市にある国土交通省九州地方整備局九州技術事務所から排水ポンプ車が手配されることができたという、これによって、排水を迅速に、迅速といっても1日経ってますけど、やることができた。今回は、この国のポンプ車の稼働による対応で冠水を収めることができましたが、豪雨水害は同時多発的に発生するので需要は大変多いです。

今後同じようなことがあったとしても、ポンプ車の借入れが必ずできるとは、今回のような対応ができるとは限りません。芦屋町でも、田屋地区の裏耕地や正津ヶ浜の水田地帯、汐入川は毎年のように水没してます。山鹿地区のポンプ場の強化も必要です。それと同時に、機動的に対応できる排水ポンプ車の所有も考えるべきではと思いますが、その点については町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

山鹿排水機場等々ですね、改修には恐らくは時間がかかるものと考えております。そこで、今川上議員の提案でありますけども、機動的、なおかつ迅速に、そういった対応ができるようなことに進めていくということは、大切なことではないかと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

町長の所信表明の中でも、防災専門部署の設置を行うと考えてますが、私はこれは大変歓迎するものです。やはり現在、いろんな災害が起こっております。地球温暖化等により、豪雨、台風、地震、津波、落雷、火災などが起こってます。この数週間をみても、佐賀関の大火災、また先日の、現在も起こってますけど、青森の地震等、やはり日本列島の中でいろんな災害が出て、いろんな形で起こっているということです。

私たちも、いろんなところで水害とか地震とかが起こっても、芦屋町はそういう災害がない町やなというふうに、安心してた部分もありますけど、こういった今の状況、異常気象をみていると、やはり芦屋町でもこういった状況は、必ず起き得るものだという点で、やはりそういった間

題に対して、エキスパートである人たちを集めて専門部署を作って、確実に正確な対応を、日常的に行うという、そういったことをする部署が私は必ず必要だと思います。

先ほどちょっと言い忘れましたけど、気象庁からの線状降水帯発生予測情報というのが出てまして、これにも、8月9日11時、気象台から線状降水帯発生予測に関する気象情報が発表されました。9日の夜はじめ頃から10日のはじめにかけて線状降水帯が発生して、大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります、ということになってます。

これは、芦屋町には対象とされてなかったんですけど、気象台からの留意点では、線状降水帯による大雨の正確な予想が難しく、この情報が気象台から発表されても、必ず線状降水帯が発生するわけではありませんが、線状降水帯が発生しなくても、大雨となる可能性が高い状況と言えますということで、やはり常に周辺でこういった状況があったときには、最悪の場合を考えて対応するという、これがやっぱり必要だということを感じてます。

そういった点では、先ほど町長も言われましたけど、住民の命と財産を最優先にする町政、これを進めることを求めまして、これに関する質問を終わりたいと思います。

続きまして2点目、芦屋基地及び周辺でのPFAS汚染についてということで、福岡県は11月14日に芦屋基地周辺の民家の井戸7か所のうち、4か所でPFASが、暫定目標値の約2倍から11倍の値が検出されたと発表しました。目標値を上回った4か所は、前回調査でも超過しており、依然として地下水の汚染が進んでいることが確認されました。

県は今後も調査を継続し、基地に対して原因究明や対策を講じるよう要請していくとしています。しかし基地は、現時点では回答はできないとの、従来の立場を変えていません。

町は今後どう対応するのかについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員の御指摘のとおり、福岡県は令和7年8月から9月にかけて、これまで芦屋町内で調査をした地点のうち7地点でモニタリング調査を実施したところ、4地点で指針値超過が確認され、11月14日に公表されております。

約半年前になりますが、第2回定例会で川上議員からこの問題について一般質問を受けた際、私から「福岡県は今後、これまでの調査結果を踏まえ、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地に対して、原因究明や対策等について、引き続き求めていくとのことです。」と答弁をしております。また「芦屋町としては今後、福岡県や近隣自治体と協議の上、国に対し要望を行ってまいりたい。」旨の答弁をしております。

このとおり、8月22日には福岡県から、11月5日には芦屋町基地対策協議会から、九州防

令和7年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

衛局及び航空自衛隊芦屋基地に対して、原因究明や対策等について求める旨の文書を提出しましたが、今までと同様「PFOS等は日本国内で広く使用されているため、芦屋基地との因果関係について確たることは申し上げられない。」と口頭での回答でした。

今後の町の対応についてですが、現在福岡県から芦屋町を含む郡内3町に対して、今後の対応について協議させてほしい旨の申入れを受けており、現在関係者の日程調整中です。今後の対応につきましては、これから関係者で協議・検討し、方向性や具体策を見いだしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今回も、正門町の3地点の令和7年8月から9月の各井戸の水質調査結果は、前回の調査結果と変わらず、240ナノグラム、360ナノグラム、550ナノグラムと高い濃度で継続して地下水が汚染されていることが確認されています。

県は原因究明や対策を講じるように求めているが、基地は毎回、現時点では回答できない、確たることを申し上げることは困難、との回答であります。

発生源特定の重要性は、感染の拡大を食い止め、根本的な解決策を講じる上で不可欠です。原因が分からなければ、効果的な対策を立てることが難しく、住民の不安も解消されません。

専用水道で暫定目標の30倍の1,500ナノグラム、水源となる井戸では56倍の2,800ナノグラム、基地を水源とする北側水路からも210ナノグラム、過去には長年にわたり、泡消火剤の使用や貯蔵プールを設置していた。当然、関連性が指摘されますが、原因究明に消極的です。

今回も、基地対策協議会もPFASについての申出を行っております。しかしなぜか、それは環境省の調査によると、汚染源が特定されたのはごく一部にすぎず、98%の地点でPFAS・PFOSの発生源が不明であるのが現状です。

しかし、自衛隊基地や米軍基地での泡消火剤によるPFASの発生源の特定事例は多くあります。海上自衛隊下総航空基地は、排水路や井戸の調査を行い、暫定値を上回るPFASが検出され、排水溝に処理装置を設置し、濃度低減効果が確認されています。築城基地では、築上町から暫定基準値を超えるPFASが検出され、基地に対して町から要請を受け、雨水排水路等に粒状活性炭を設置し濃度低減効果を確認しています。横田基地ではPFAS流出を受け、2024年12月に国や都、周辺市町村が立入調査を行い、サンプル調査をし、対策の検討が進められています。また沖縄でも、米軍基地に対するPFASの解明が進められています。

令和7年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

芦屋基地では、飲用の水道に浄水器を3,700万円かけて設置しました。もちろん、自衛隊員の健康を守ることは当然であります。それなら芦屋町の地下水も汚染されている、この汚染原因を究明し、地下水や土壌の汚染状況や除染などを行う、そういったことも不可欠です。そうでなければ、住民の健康不安も解消されません。

防衛省を通じての、原因究明は進んでいないというのが実情です。ことわざで言えば、のれんに腕押し、豆腐にかすがい、ぬかにくぎ、馬耳東風、全くの進展がない、こういった状況です。こういった原因究明を進めるため、住民の不安を解消するために、防衛省だけではなく環境問題として環境省の対応を求めてこれを究明していく、こういったことも必要ではないでしょうか。

このことについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、これから関係者で今後の対応について協議する予定です。その中で、環境省などほかの省庁への要望活動も含めて協議・検討し、方向性や具体策を見だしていきたいと考えております。

なお、このPFASの件につきましては、残念ながら芦屋町で何も調査権限を有しておりません。このため、国への要望活動等も主体は福岡県となります。御承知ください。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

とにかく県とも連携して、このPFASの流出問題を明らかにして、住民の安心安全をやっぱり町として守っていただきたいと思っております。

続きまして、3点目の芦屋中央病院について伺います。

厚生労働省は10月27日、医療法人の経営状況を発表し、2024年度決算で半数の病院が赤字であることを明らかにしました。病院経営をめぐる、この間自治体病院の9割で経常収支が赤字など、深刻な事態であることが問題になっていますが、政府公表の資料でも経営難が浮き彫りになりました。

25年8月時点で報告があった医療法人の24年度決算を集計すると、2,098病院のうち49.4%が経常収支は赤字となっています。23年度の41.5%から8%赤字病院が増え、経営悪化がより深刻化しました。診療報酬の収益や医療支出といった本業の医療収支で見ると、59.7%の病院が赤字でした。また、診療所を入れると、約7割を超える病院が赤字になってま

令和7年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

す。今の診療報酬では、経営が成り立っていないことを示しています。

そこで伺います。1点目に、令和6事業年度の芦屋中央病院の財政内容はどのようになっているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

芦屋中央病院評価委員会を所管する住民課より、令和6事業年度における芦屋中央病院の決算状況についてお答えいたします。

まず収入としては、営業収益が約33億2,500万円。営業外収益が約1,800万円。次に支出として、営業費用が約31億3,600万円。営業外費用が約1億1,500万円。最後に、これら収入・支出を差引きした経常利益につきましては、約9,200万円の黒字となっております。

この経常利益の黒字につきましては、令和2事業年度から5期連続となっており、今年度全国自治体病院開設者協議会並びに全国自治体病院協議会より、自治体立優良病院としても表彰されているような状況でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町は9,200万円の黒字だったということですが、確かに経常利益は9,200万円黒字になってます。しかし前年度は1億9,400万円でした。それから比較すると約1億円、半減しているという状況です。

先日テレビで、福岡県の18自治体のうち17の病院が赤字であることが報道されました。唯一の黒字の病院が芦屋中央病院です。自治体病院の経営が苦しい中で、中央病院の存在は希有な存在です。しかし、赤字と黒字は紙一重で、芦屋中央病院もいつ赤字に変わっていてもおかしくないと言っていると病院の事務局長は言っております。

それでは、2点目に、芦屋中央病院の繰出基準に基づいた運営負担金はいくらなのか。またそのうち地方交付税で財政措置されているのはいくらなのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

芦屋中央病院運営費負担金につきましては、住民課で予算編成していますので、金額について

令和7年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

は住民課で、地方交付税に関しては財政課でお答えいたします。

それでは負担金について触れてまいります。令和6年度の芦屋中央病院運営負担金は約3億1,000万円となっております。

住民課からは以上です。

○議長 辻本 一夫君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

地方交付税については、財政課からお答えいたします。

令和6年度の地方交付税における芦屋中央病院に関する交付税措置額は、約2億7,500万円です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋中央病院は普通の病院と違って独立行政法人ですが、もともとは自治体病院で出発していますので、独立行政法人になっても、こういった地方交付税や運営負担金が、国や町から負担金として出ているわけです。

それでは、一般病院はこういったことはないのですが、なかなかまた一段と厳しいんでしょうが、なぜこういった自治体病院に対して、負担金が行われているのかというと、公立病院を含む地方公営企業は原則として、独立採算制が求められています。一方で、不採算であっても政策的に実施すべきものなど、特定の条件を満たす経費については、自治体が公営企業への繰出金として経費負担することとされてます。

独立行政法人も同様の規定があります。それではなぜ地方自治体病院は、交付税措置されているのか。自治体病院は地域における基幹的な病院として、あるいは山間地、僻地や離島における地域医療を担う病院として、民間病院では、採算性が確保されないような困難な医療を担っています。地域住民の命と健康を守るとりでとなっています。

自治体病院は、その公的な役割の重要性から、地方交付税による財政支援を受けています。地方交付税は、国の税収の一部を財源とし、地方自治体が一定水準の行政サービスを提供できるように、自治体間の格差を調整する役割があるのです。しかし自治体病院には、物価高騰や人件費の上昇に対して、地方交付税措置が十分でなく、赤字に陥っているのが現状です。

それでは3点目の、全国自治体病院協議会などは、自治体病院の持続的な運営と地域医療確保のため、診療報酬の大幅な引上げや地方交付税措置の拡充などを国に要望しています。町として

令和7年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

も要望することが必要ではないでしょうか、お伺いします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

それでは、町からの個別要望の是非について、お答えさせていただきます。

診療報酬の引上げや自治体病院への財政支援に係る要望につきましては、既に全国知事会、全国市長会、そして貝掛町長も所属する全国町村会において、国に提出されています。

また、芦屋中央病院が会員となっている全国地方独立行政法人病院協議会からも、同様の要望がなされているようです。

なお、この診療報酬の引上げ等につきましては、医療業界全体の課題であり、5期連続で経営黒字を記録する芦屋中央病院において、喫緊に解消すべき、解消しなければならない事柄ではなく、将来にわたる不安要素の1つであると判断しています。現状、関係団体による要望、芦屋中央病院の経営状況及び緊急性等を踏まえると、町単独での要望につきましては、時期尚早であるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

いろんな各種関連団体でこういったことを要望しているし、芦屋町としては今の状況は黒字であるから、町でやるということは、早急にすることではないのではないかということですが、先ほども言いましたように、芦屋町の黒字もいつ赤字に転落するか分からない、赤字に転落すれば、1億円2億円、それと後で述べますけど、今後の医療に対するいろんな問題点が出てくるので、そういった点では、町としてでも、独自に要望することが適切なものがあるのであれば、ぜひ町として国に求めていただきたいと思います。

それでは4点目の、自治体病院の採算性が厳しく、約9割が経常赤字に陥る中、中央病院の経営収支が赤字となった場合、自治体が独自に行う負担金についての考えがあるのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

それでは、芦屋中央病院が赤字になった場合、町として総務省の繰出基準を超えて、運営費負担金を増額するか否かについてお答えいたします。

まず、芦屋中央病院において、単年度赤字を記録したからといって、直ちに総務省の繰出基準を超えて運営費負担金を増額することはございません。芦屋中央病院は独法化した際、法の定めにより特別会計から約30億円の預金を継承しております。この預金につきましては、新病院建設により一時的に減少したものの、現在は約32億円まで増加しています。この現状を踏まえると、単年度赤字の補填については、これら自主財源で対応すべきであると考えております。

芦屋中央病院においては、今後とも地方独立行政法人の本旨である自主性・自立性を発揮し、安定した病院経営を続けていただきたいと思います。将来、赤字の慢性化が懸念される事態に至った際は、法が求める中期目標において財務改善を促すとともに、この目標に基づいた中期計画の策定を芦屋中央病院に求めてまいります。

なお、この中期目標並びに中期計画につきましては、議会の議決が必要となっておりますので、このときに財務改善の内容も含め、御審議していただければと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今のお話では、内部留保金もあるのではないかとということですが、確かに芦屋中央病院は、できた頃は大変経営が厳しく、町からの負担金も負担してたという状況がずっとありますが、ただ芦屋中央病院が新たに建て替わった中でも、特に人工透析の部分がずっと初期から行っていたということで、そういった点ではそこら近所で、ほかの自治体病院と違う特異性があって、黒字になっているということも考えられ、それは病院の努力でもあるわけなんですけど、ただ問題は個々の病院の努力だけでは立ち行かない状況が、今生まれてきているんじゃないかということです。

昨年の診療報酬の改定後、赤字病院が7割となり、診療科や入院患者受入れが減少し、救急医療は医師などの確保が困難となっています。さらに、今度の自民維新の高市新政権は、今国会でも論議されてますが、医療費の4兆円の削減、ベッド数の11万床の削減、そしてまたOTC類似薬の保険外し、そして新たな地域医療構想を進めるということを出しています。

こういったことになれば、病院の削減や経営がなかなか厳しい状況が生まれてくると感じます。特に、OTC類似医薬品の保険外しによって、これは薬だから病院とは関係ないんじゃないかと考えるかも分かりませんが、類似薬を個人が薬局で買わなければならないとなれば、医療費とは別に薬代がかかって、根本的な医療にもかからなくなっていくという、そういった傾向が生まれるということが懸念されています。

そういった点では、決して芦屋中央病院も順調に今後進んでいくということもありませんし、ベッド数の削減の問題なんかもですね、ベッドを削減すればお金を出すって今、躍起になってや

ってるような状況です。

そういった点では、病院にかかることができない状況が生まれてくるんじゃないかと。4病院団体協議会などの経営者や、多くの医療団体、医療従事者もこぞって医療の危機突破が緊急課題となっていると言っています。日本医師会と病院6団体は、患者さんに適切な医療を提供できるだけでなく、ある日突然、病院をはじめとした医療機関が地域からなくなってしまうという、こういったことを警告しています。

芦屋中央病院も総合病院として、今後総合診療科というのを新設していく、ということを進めています。またこういったことになれば、総合診療医を新たに雇用するという、そういった問題も起こってきますし、今後の人事院勧告などの問題によると、やはり人件費の高騰、そういった部分も考えられるということで、そういった点では、地域医療の質の向上のためには、やっぱり町としても財政支援という負担を行うという、こういったことを考えるべきではないかなと思います。

その点で、町長が、先ほど言われてましたように、今後の医療費状況が厳しくなって独立行政法人芦屋中央病院が赤字になった場合、町からの負担金等で支援し、地域医療を守る、そういった考え方はあるのかどうか、その点について町長に伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

先ほど課長が答弁したとおりで、芦屋中央病院は独立行政法人化しております。ですので、基本自助努力で経営を安定させていただきたいと考えております。しかしながら、様々な取組を行った上で、病院経営が立ち行かない事態に陥った際は、設置者である芦屋町として地域医療提供の体制を守る、そしてまた住民の皆様の命を守るという視点から、別途財政支援は必要であると考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

なかなか、町政の運営についてもいろんな分野、先ほどの災害の問題、病院の問題、ほかにもいろんな課題があると思います。

ぜひ、芦屋町民が本当に住んでよかったという町にするためにも、町長に頑張ってくださいと思います。

今後ともぜひ頑張ってください。

令和7年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問を終わりました。